第八十二条第一項	農林水産省令で定める基準に従い共済規程	地域共済事業に係る共済規程	被共済者は、当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具
第八十五条第一項	被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲・特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲又は養殖に係る水産動植物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具		
第八十五条第二項及び第八十三条第一項	漁獲・特定養殖共済	地域共済事業のうち漁獲又は養殖に係る生産金額の減少で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業	
第八十五条第二項	被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）	被共済者	
第八十七条第一項	事項として農林水産省令で定める事項	事項	

第二十八条を第四十七条とする。

第二十七条（見出しを含む。）中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十五条第三項中「第一項第二号及び第四号並びに前項第四号」を「第二項第二号及び第三号並びに前項第二号」に、「第一項第四号」を「第二項第二号」に改め、「同号」の下に「及び同項第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「漁獲共済の共済契約者」を「第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者」に、「当該漁業に係る漁獲共済」を「当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「うなぎ養殖業」を「ひらめ養殖業又はうなぎ養殖業」に改め、「属する養殖業」の下に「の種類」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「第四号㈠及び㈡」を「第十号㈠及び㈡」に、「第五号㈠及び㈡に掲げる養殖業」を「第十一号㈠及び㈡に掲げる区分」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第百八条第四項の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の二分の一以上の者について、同時に区域内特定養殖業者から当該養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該種類の特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者が併せて当該養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込に係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額に対する割合として百分の三十（当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満である真珠母貝養殖業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「漁獲共済」を「第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「属する養殖業」及び「定める養殖業」の下に「の種類」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の表以外の部分中「定める養殖業」の下に「の種類」を加え、「第三項」を「第四項」に、「又は網いけす」を「、網いけす又は養殖池」に改め、「台数」の下に「又は面数」を加え、同号の表中「台数」の下に「又は面数」を加え、『小割り式ひらめ養殖業　二十五台』を削り、『小割り式かわはぎ養殖業　二十五台』を『小割り式かわはぎ養殖業　二十五台　ひらめ陸上養殖業　二十五面』に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がのり等養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がわかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、うに養殖業又はほや養殖業である場合には当該特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がくるまえび養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が、次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる柵数、台数又は面数（当該共済契約者が当該特定養殖業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該柵数、台数又は面数に、真珠母貝養殖業にあつては十、のり等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつては五を乗じて得た柵数、台数又は面数）に満たないこと。

特定養殖業の種類	柵数、台数又は面数
のり等養殖業	六千五百柵
わかめ養殖業	五百台
こんぶ養殖業	五百台
真珠母貝養殖業	百台
ほたて貝等養殖業	四百五十台
特定かき養殖業	百六十台
くるまえび養殖業	九十七面
うに養殖業	百五十台
ほや養殖業	七百四十台

第二十五条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百九十五条第一項第一号の政令で定める要件は、二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約に係る当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれないこととする。

第二十五条を第四十四条とし、第二十四条の二を第四十三条とし、第二十四条を第四十二条とする。

第二十三条第一項中「漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業（真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済（特定藻類養殖業（第六条第三号イからハまでに掲げる養殖業をいう。以下この条において同じ。）、養殖共済」に、「特定貝類等養殖業に」を「第六条第三号ニからリまでに掲げる養殖業の種類の